

自動運転車の先行的事業化地域検討サブワーキンググループ開催について

令和 7 年 1 2 月 3 日

モビリティワーキンググループ主査決定

- 1 「モビリティワーキンググループの開催について」（令和 5 年 6 月 6 日デジタル社会推進会議議長決定）第 4 項の規定に基づき、モビリティ・ロードマップ 2 0 2 5 に示した「先行的事業化地域」の選定等に係る助言を得るため、モビリティワーキンググループの下に自動運転車の先行的事業化地域検討サブワーキンググループ（以下「サブワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 サブワーキンググループの主査は、モビリティワーキンググループの主査が指名する者とする。
- 3 サブワーキンググループの構成員は、サブワーキンググループの主査が指名する者をもって構成する。ただし、サブワーキンググループの主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 4 サブワーキンググループの主査及び構成員は、率直な意見交換や意思決定の中立性を確保するため、非公表とする。
- 5 サブワーキンググループは、率直な意見交換や意思決定の中立性を確保するため、非公開で実施する。
- 6 サブワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、サブワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、サブワーキンググループの主査が定める。